令和２年度財政援助団体監査の結果（１１月～１月実施）

１　監査対象

秦野市立学校教職員互助会補助金（秦野市立学校教職員互助会）

２　監査実施期間

令和２年１１月４日（水）から令和３月１月２７日（水）まで

３　監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

４　監査対象事務

団体に対し交付された補助金に係る令和元年度分の出納その他の事務等の執行状況を監査対象とした。

５　監査の着眼点

⑴　補助金の交付決定は法令等に適合しているか。

⑵　補助金の目的は明確か。

⑶　補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。

⑷　事業計画書、予算書等と所管部局へ提出した補助金交付申請書等は符合するか。

⑸　出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。

⑹　領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。

⑺　補助金に係る収支の会計処理は適正か。

⑻　会計処理上の責任体制は確立されているか等。

６　監査の実施内容

上記のとおり着眼点を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、調査を実施した。

７　監査の結果

監査を実施した結果、全体としてはおおむね適正に執行されていた。

しかしながら、監査の過程において、改善等を要する事項が見受けられたので、次のとおり意見を付すものとする。

⑴　収入支出に係る書類について

収入支出全般について、調定、伺書等が作成されていなかった。また、支出命令書が作成されていないものも散見された。

秦野市立学校教職員互助会は、市補助金の交付を受けている財政援助団体であることから、その会計処理については秦野市財務規則に準じて処理するよう是正を求める。

⑵　消耗品について

需用費のうち、一部の消耗品について、令和元年度予算であるにも関わらず、令和２年４月の日付で購入、支出しているものが見られた。

秦野市立学校教職員互助会規約第３１条に「互助会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終了する。」と明記されていることから、予算については当該年度内に処理する必要がある。

事務処理の正確性を確保する観点から、職員に法令遵守の徹底を図るよう求める。